

## 横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、経済的理由で結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活を支援することにより婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、地域における婚姻数の増加及び少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対して、予算の範囲内において、横芝光町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を購入し、リフォームし、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、住宅の購入及びリフォームに係る費用にあつては、婚姻日から起算して1年以内を取得し、又は実施したものを対象とし、リフォームに係る費用にあつては、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

については対象外とし、賃借費用にあつては、勤務先から住宅手当が支給されている場合及び地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、当該住宅手当又は当該支援額の相当額は除くものとする。

- (3) 引っ越し費用 結婚を機に行われた引っ越しに要した費用であつて、引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日において、夫婦のいずれもが年齢満39歳以下であること。
- (2) 取得できる直近年の所得証明書等を基に、新婚世帯の夫婦の所得金額の合算額（貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の所得金額の合算額から貸与型奨学金の年間の返済額を控除した額）が500万円未満であること。
- (3) 対象となる住宅が町内に所在し、かつ、第5条の規定による補助金の申請日において新婚世帯が当該住宅の所在地に住所を有していること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 新婚世帯に町税等の滞納がないこと。
- (6) 横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。 ) 又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(8) 内閣府、千葉県及び横芝光町による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次項に規定する時期に支払った住居費及び引っ越し費用の合算額とし、婚姻日において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当各号に定める額を1世帯当たりの上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合 60万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

2 補助金の対象となる期間は、申請年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。 ) は、結婚新生活支援補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。 ) に次に掲げる書類を添付し、町長が別に定める日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書)

(2) 所得を証明する書類(所得証明書又は非課税証明書)

(3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

- (4) 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）
- (5) 住宅の賃貸借契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (7) リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）
- (8) 引っ越しに係る領収書（引っ越し費用）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請の特例）

第5条の2 前条にかかわらず第3条の規定を満たす新婚世帯のうち、申請年度の3月31日までに、住居費及び引っ越し費用が発生しない申請者については、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- (2) 所得を証明する書類（所得証明書又は非課税証明書）
- (3) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象世帯に該当すると認めるときは、結婚新生活支援補助金申請受理証明書（別記第3号様式の2。以下「受理証明書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の追加交付申請）

第5条の3 第5条第2項の規定による通知を受け、当該申請年度において交付された補助金の合計額（以下「申請年度交付額」という。）が、第4条第1項の規定による上限額に満たない者又は前条第2項の規定による通知を受けたものは、申請年度の翌年度に限り、結婚新生活支援補助金追加交付申請書（別記第4号様式。以下「追加交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出することで、補助上限額から申請年度交付額を控除した額を上限額として申請することができる。この場合において、第4条第2項中の「申請年度」とあるのは、「申請年度の翌年度」と読みかえるものとする。

- (1) 交付決定通知書又は受理証明書の写し
- (2) 住宅の売買契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における購入の場合）
- (3) 住宅の賃貸借契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (4) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (5) リフォームに係る工事請負契約書及び支払った額に係る領収書等の写し（住居費におけるリフォームの場合）

(6) 引っ越しに係る領収書（引っ越し費用）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による追加交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び確定通知）

第6条 町長は、第5条第2項及び前条第2項の交付決定を行ったときは、申請書又は追加交付申請書をもって規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

2 町長は、第5条第2項及び前条第2項の通知により規則第15条に規定する確定通知を行ったものとする。

（交付の請求）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象

者の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前に第5条第2項の規定による通知を受けた者又は第5条の2第2項の規定による通知を受けたものに対するこの告示の規定は、当該交付を受けた補助金に関する限りにおいて失効日後もなおその効力を有する。

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の横芝光町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以降の申請に係る補助金の交付手続について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。